

記者発表資料

令和5年11月1日（水）

- ・（1）～（3）の事案について
小田原市 消防本部 府川、消防総務課 芹野
電話：0465-49-4413（4414）
- ・（4）の事案、（1）～（4）の処分に関する内容について
小田原市 企画部 阿部、職員課 美濃島
電話：0465-33-1407（1240）

報道機関 各位

職員の処分について

次のとおり、令和5年11月1日付で職員の懲戒処分を行いました。

【公務外の非行】

（1）

被処分者	消防本部 主査 男性職員（39歳）
処分内容	停職（6月間）
事案の概要及び 処分理由	被処分者は、令和5年4月、出会い系アプリを通じて知り合った女性に金銭を渡して、みだらな行為をし、同年6月に児童買春・ポルノ禁止法違反（児童買春）の容疑で書類送検された（9月28日不起訴）。この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したため、懲戒処分（停職6月間）とした。

（2）

被処分者	足柄消防署 主査 男性職員（48歳）
処分内容	停職（3月間）
事案の概要及び 処分理由	被処分者は、令和5年7月、自宅で飲酒をし、週休日である翌朝、酒気の影響があることを感じながらも、私用のため、自宅から職場付近の自分で借りている駐車場まで自家用車を運転した。この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したため、懲戒処分（停職3月間）とした。

【公務上の非行】

(3)

被処分者	小田原消防署 主任 男性職員 (31 歳)
処分内容	減給 (1/10、2 月間)
事案の概要及び 処分理由	被処分者は、令和 3 年 3 月、後輩職員の消防学校の入校にあたり、希望者に任意で実施している散髪を強要し、その状況を携帯電話で写真などを撮り、他の職員に送信するなどの行為を行った。 この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したため、懲戒処分 (減給 1/10、2 月間) とした。
管理監督責任	当時の所属の課長、副課長に対し、文書訓告

(4)

被処分者	上下水道局 副課長 男性職員 (52 歳)
処分内容	減給 (1/10、2 月間)
事案の概要及び 処分理由	被処分者は、令和 2 年、建設部所属時に、同じ所属の職員に威圧的な発言を繰り返すとともに、通りすがりに舌打ちを行い、また、複数の職員に対して恫喝するような叱責を行い、精神的な苦痛を与えた。 この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したため、懲戒処分 (減給 1/10、2 月間) とした。
管理監督責任	当時の所属の課長に対し、文書訓告

市長コメント

今回の不祥事につきましては、市民の皆様を始め多くの方々の公務への信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

それぞれの行為は、社会規範に反する不適切な行為で、誠に遺憾であり、再びこのような事態を発生させないよう、全職員に対し、綱紀粛正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

消防長コメント

当本部職員の不祥事により、住民の皆様への信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

公務員である前に、社会人としてあってはならない行為であり、住民の生命を守る消防として不祥事の再発防止に向けて組織一丸となって取り組んでまいります。

根拠法規

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

地方公務員法第 33 条

※地方公務員法第 29 条（抄）

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

※地方公務員法第 33 条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。